

## 利用規約

一般社団法人 榑原市観光協会が運営するカーレンタルサービスのご利用規約を以下に定めます。

### 利用規約と貸渡約款

#### 第1条 (本事業の目的)

超小型EVレンタル事業(以下「本事業」といいます。)は、飛鳥・榑原地域の地域振興を目的とし、主に2人乗り超小型電気自動車(以下「超小型EV」といいます。)を貸し出しする事業です。本事業における超小型EVのレンタルは、国土交通省の「超小型モビリティ導入促進事業」に申請を行い、国土交通大臣の認可を受けた事業となります。そのため、本超小型EVレンタルご利用に際しては特別な制約がありますので、本利用規約に同意いただける場合にのみご利用ができます。

#### 第2条 (本事業の運営者)

- 一般社団法人榑原市観光協会(以下「協会」といいます。)は、本事業全般及び本事業を運営するものとし、本事業においてレンタカーをご利用される方は、本利用規約に加え、協会の貸渡約款(以下「貸渡約款」といいます。)にも同意いただきます。尚、本利用規約は貸渡約款に優先して適用され、本利用規約に定めのない事項については、貸渡約款、法令、一般の慣習によるものとします。
- 貸渡約款は、榑原神宮前駅営業所に掲示の他、本事業専用ホームページに記載しております。

#### 第3条 (本利用規約の適用範囲)

- 本利用規約は、本事業におけるレンタカーの貸し渡しに限り適用されます。
- 協会は、本利用規約の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が本利用規約に優先するものとします。
- 邦文規約と邦文規約以外の規約の用語又は文章に齟齬がある場合、邦文規約を正式のものとし、これを優先適用します。
- 協会は、必要に応じて本利用規約を改定することができるものとします。協会が本利用規約を改定するときは、協会のホームページもしくは本貸し渡し専用のホームページにこれを記載するものとします。
- 協会は、本規約の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は本利用規約と同等の効力を有するものとします。
- 協会は、別に細則を定めたときは、協会のホームページもしくは本貸し渡し専用のホームページにこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。
- 協会が、本利用規約及び細則を改定し、ホームページ等に記載した後にご予約し、もしくはカーレンタルのご利用があった場合、本改訂を承認したものとみなします。

#### 第4条 (レンタカーご利用者)

- レンタカーをご利用(予約および運転)できる方は、日本国普通自動車運転免許証、国際運転免許証(ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの)、外国運転免許証(スイス、ドイツ、フランス、台湾、ベルギー、スロベニア、モナコ)を保有されている方に限定させていただきます。
- 本条第1項に該当される方も80歳以上の方はご利用になれません。
- 超小型EVにはチャイルドシートの用意はありません。またチャイルドシートの設置もできませんので、6歳未満のお子様はご乗車できません。

#### 第5条 (ご利用可能期間)

1. カーレンタル可能期間は超小型モビリティに限り最大で7日間となります。
2. レンタカーの返却は、必ず返却期限までに予め指定された返却場所へご返却して下さい。ご利用時間の延長、返却場所の変更はできませんので予めご了承下さい。

#### 第6条 (ご利用料金)

1. ご利用料金は、協会が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
2. 貸し渡し期間が予約時に指定された期間未満であった場合でも、ご利用料金の割戻しはできません。
3. 貸し渡しの延長はできません。
4. 車両のご予約をした後に協会がご利用料金の改定をしたときは、ご予約時のご利用料金と貸し渡し時のご利用料金のいずれか低い方のご利用料金によるものとします。

#### 第7条 (保険・補償)

1. レンタル期間中に事故が発生した場合、当該車両について締結された損害保険契約に基づき、次の限度内の保険金が支払われます。  
(対人賠償)無制限  
(対物賠償)無制限(免責額5万円)  
(車 輦)時価額(免責額5万円)  
(人身障害)5,000万円
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、本条第1項に定める保険金は支払われません。
3. 保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者のご負担となります。

#### 第8条 (ご予約の変更・取り消し)

1. ご予約を変更される場合は、借受開始日前までに協会にご連絡をいただき、協会の承諾を得ていただきます。
2. お客様のご都合により、ご予約の取り消しをされる場合、次の予約取消手数料を申し受けます。  
予約乗車日の4日以前:無料  
乗車日の3日前～前日:ご利用料金の50%  
乗車日当日:ご利用料金の100%(全額)

#### 第9条 (不可抗力によるサービス提供の中止)

天災地変、その他の不可抗力により、協会の判断でお客様への貸し出しを中止させて頂く場合がありますので、予めご了承下さい。なお、この場合も予約取消手数料は頂きません。この場合、ご予約者は協会に対して損害賠償等の請求を行わないものとします。

#### 第10条 (ご利用料金のお支払い)

1. お支払いは、ご予約時におけるクレジットカード決済および現金支払いとさせていただきます。
2. ご利用いただけるクレジットカードは協会が指定したカード会社とさせていただきます。
3. ご利用者は、本利用規約に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を協会に支払うものとします。

#### 第11条 (ご利用中の遵守事項)

1. 運転に際しては、道路交通法を遵守し、安全運転をお願いします。
2. 下駄、サンダル、ハイヒール等、運転操作に支障を及ぼすおそれある履物を履いての運転はご遠慮下さい。

3. 万一、事故が発生した場合は、すぐに怪我人の有無を確認し、怪我人がいる場合はできる限り救護に努め、迅速に警察と本営業所に連絡して下さい。また、相手の方と示談はしないで下さい。
4. 走行は、ドライビングマップ(別紙)に記載された、エリアに限定して走行して下さい。
5. 車のドアには窓ガラスがありませんので、雨天の際は雨が車内に入ります。衣服が濡れないよう、ご自身で雨合羽等をご着用下さい。万一、雨天走行中に衣服等が濡れた場合においても、協会は補償しかねますので、予めご了承ください。
6. 超小型EVにはトランクがなく、室内も前後に2人乗れる座席があるだけで、荷物を収納するスペースはありません。予めご了承ください。

#### 第12条 (個人情報の取り扱いについて)

1. お客様から頂いた個人情報については、貸渡約款に定める利用目的の範囲において、貸渡約款に定める第三者、と共有させていただきますので、予めご了承ください。
2. 超小型EVの走行軌跡データ、充電に関するデータを含む車両に関するデータをお客様の個人情報と切り離して国土交通省の「超小型モビリティ導入促進事業」の一環として分析、報告等に利用させていただきますので、予めご了承ください。

#### 附則

本利用規約は、平成27年8月5日より適用します。

## 貸渡約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

1. 貸渡人（以下「協会」といいます。）は、この約款（以下「約款」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 協会は、約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

### 第2章 予約

#### 第2条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び協会所定の料金表等に同意のうえ、協会所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 協会は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、協会の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、協会が特に認める場合を除き、協会所定の予約申込金を支払うものとします。

#### 第3条（予約の変更）

借受人は、レンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結前に、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ協会の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第4条（予約の取消し等）

1. 借受人は、協会所定の方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、協会が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。
3. 前2項の場合、借受人は、協会所定の予約取消手数料を直ちに協会に支払うものとし、協会は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 協会の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、協会は受領済の予約申込金を返還するほか、協会所定の違約金を支払うものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは協会のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、協会は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### 第5条（免責）

協会及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

#### 第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、協会に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、当該代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとし、予約の変更については、当該代行業者を通じて協会の承諾を受けなければならないものとします。

### 第3章 貸渡し

#### 第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を明示し、協会は約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、借受人又は運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は協会に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。なお、借受人は、割引券、代行業者が発行したクーポン券（以下「クーポン券」といいます。）等を使用する場合は、貸渡契約締結時にこれらを協会に提示又は提出しなければならないものとします。
3. 協会は、国土交通省通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、協会に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
4. 協会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 協会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6. 協会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
7. 借受人は、レンタカーを借受けるとき、あるいは返還するときに、前項に定めた、クレジットカード若しくは現金、又はその他の支払方法で支払うものとします。

#### 第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
  - (1) 借り受けるレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は協会に対して当該運転免許証の提示若しくはその写しの提出をしないとき。
  - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - (4) 6才未満の幼児を同乗させるとき。
  - (5) 暴力団の構成員又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者であるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
  - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
  - (2) 第7条第5項又は第6項の求め等に応じないとき。
  - (3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他協会に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
  - (4) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき。
  - (5) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第17条第6項又は第23条第1項に基づく一般社団法人全国レンタカー協会に対する放置駐車違反関係費用未払報告若しくは不返還被害報告の対象となる事実があったとき。
  - (6) 過去の貸渡しにおいて、自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(7) その他協会所定の条件を満たしていないとき。

3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、協会所定の予約取消手数料を直ちに協会に支払うものとします。なお、協会は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### 第9条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、第7条第7項の貸渡料金の支払い方法が合意され、協会が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金及び借受人が協会に提出したクーポン券の券面額相当額は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

#### 第10条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、協会はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
  - (1) 基本料金
  - (2) 備品使用料金
  - (3) ワンウェイドライブサービス料金
  - (4) 配車引取料金
  - (5) その他協会所定の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、協会が地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項においても同じとします。)に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をした後に協会が貸渡料金を改定したときは、予約時の料金と貸渡し時の料金のいずれか低い方の貸渡料金によるものとします。

#### 第11条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、貸渡契約において定めた借受条件を変更するときは、あらかじめ協会の承諾を受けなければならないものとします。
2. 協会は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第12条（点検整備及び確認）

1. 協会は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに協会所定の点検表に基づく車体外観及び備品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 協会は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

#### 第13条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 協会は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから協会に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を協会に通知し、協会の指示に従うものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を協会に返還するものとします。

## 第4章 使用

### 第14条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

### 第15条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

### 第16条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 協会の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第13条の貸渡証に記載された運転者及び協会が承諾した者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、協会の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (5) 協会の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 協会の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他借受条件（第11条第1項に基づき協会の承諾を得て借受条件を変更したときは、当該変更後の借受条件とします。）に違反する行為をすること。

### 第17条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 協会は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は協会の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、協会は、レンタカーが警察により移動された場合には、協会の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 協会は、前項の指示を行った後、協会の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認し、借受人又は運転者が違反を処理していない場合、借受人又は運転者は、協会所定の駐車違反違約金を直ちに協会に支払うものとします。また、協会が必要と認めたときは、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の協会所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、違反の処理が完了するまで前項の指示を行うものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 協会は、協会が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

協会が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの移動、

保管、引き取り等に要した費用等(以下「探索費用等」といいます。)を負担した場合には、借受人又は運転者は、協会に対して放置違反金相当額及び協会が負担した探索費用等について賠償する責任を負うものとし、協会の指定する期日までにこれらの金額を協会に支払うものとします。ただし、借受人又は運転者が第3項に定める駐車違反違約金を協会に支払済みの場合は、探索費用等についてのみ賠償責任を負うものとします。

- 借受人又は運転者が第3項に定める放置駐車違約金若しくは前項に定める放置違反金相当額を協会に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し又は公訴提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、協会が放置違反金の還付を受けたときは、協会は借受人又は運転者から支払を受けた駐車違反違約金若しくは還付を受けた放置違反金相当額から未払いの探索費用等がある場合はこれを控除した金額を借受人又は運転者に返還します。なお、返還に係る費用は、借受人又は運転者の負担とします。
- 協会が第5項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が協会が指定する期日までに第5項の請求額の全額を支払わないときは、協会は一般社団法人全国レンタカー協会に対し、放置駐車違反関係費用未払報告(一般社団法人全国レンタカー協会所定のシステムに登録する方法による報告を含みます。)として、借受人若しくは運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を報告する等の措置をとるものとします。なお、借受人又は運転者が、協会に対し第5項の請求額の全額を支払ったときは、協会は一般社団法人全国レンタカー協会に対する放置駐車違反関係費用未払報告を行わず、又は既に行った放置駐車違反関係費用未払報告を取消すものとします。

## 第5章 返還

### 第18条 (返還責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカー及び備品を借受期間(第11条第1項に基づき協会の承諾を得て借受期間を変更したときは、当該変更後の借受期間とします。)満了時まで所定の返還場所(第11条第1項に基づき協会の承諾を得て返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします。)において協会に返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したとき(当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合は除きます。)は、借受期間開始時からレンタカー及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金と借受期間に対応する貸渡料金に協会所定の超過料金を加算した金額のいずれか低い方の金額と、支払済の貸渡料金との差額を協会に支払うものとします。
- 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカー及び備品を返還することができない場合には、返還の遅滞により協会に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに協会に連絡し、協会の指示に従うものとします。

### 第19条 (返還時の確認等)

- 借受人又は運転者は、ガソリン等の化石燃料車に限り燃料を補充のうえ、協会立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。ただし電気自動車はその限りではありません。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、協会は、レンタカーの返還後においては、遺留品の保管等について一切責任を負わないものとします。

### 第20条 (借受期間延長時の延長料金)

借受人又は運転者は、第11条第1項に基づき協会の承諾を得て借受期間を延長したときは、次の各号の金額の合計額(以下「延長料金」といいます。)を、レンタカー返還時に協会に支払うものとします。

- 延長後の借受期間に対応する貸渡料金と延長前の借受期間に対応する貸渡料金に協会所定の超過料金を加算した金額のいずれか低い方の金額と、支払済の貸渡料金との差額。



- (2) 借受人が貸渡契約締結時に免責補償制度に加入したときは、延長時の借受期間に対応する免責補償手数料と、支払済の免責補償手数料との差額。

#### 第21条（返還場所の変更）

- 借受人又は運転者は、第11条第1項に基づき協会の承諾を得て所定の返還場所を変更し、借受場所から当該変更後の返還場所までのワンウェイドライブサービス料金が支払済のワンウェイドライブサービス料金よりも高くなるときは、その差額を協会に支払うものとし、支払済のワンウェイドライブサービス料金よりも低くなるときは、協会はその差額を借受人に返還します。
- 借受人又は運転者が第11条第1項による協会の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、協会は、借受場所から借受人又は運転者が現にレンタカーを返還した場所までのワンウェイドライブサービス料金が受領済のワンウェイドライブサービス料金よりも低くなる場合でも、受領済のワンウェイドライブサービス料金を借受人に一切返還しないものとします。また、借受人又は運転者は、借受場所から借受人又は運転者が現にレンタカーを返還した場所までのワンウェイドライブサービス料金が支払済のワンウェイドライブサービス料金よりも高くなる場合は、次に定める返還場所変更違約料を協会に支払うものとします。

返還場所変更違約料＝{(借受場所から借受人又は運転者が現にレンタカーを返還した場所までのワンウェイドライブサービス料金)－(支払済のワンウェイドライブサービス料金)}×200%

#### 第22条（精算）

借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金、ワンウェイドライブサービス料金、返還場所変更違約料等の未精算金(以下「未精算金」といいます。)がある場合には、当該未精算金を直ちに協会に支払うものとします。

#### 第23条（不返還となった場合の措置）

- 協会は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び備品を返還せず、かつ、協会の返還請求に応じない等、レンタカー又は備品が不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的措置のほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告(一般社団法人全国レンタカー協会所定のシステムに登録する方法による報告を含みます。)として、借受人若しくは運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を報告する等の措置をとるものとします。
- 協会は、前項に該当するときは、レンタカー及び備品の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 第1項に該当する場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から協会がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を協会に支払うとともに、第28条の定めにより協会に与えた損害(レンタカーの探索及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます。)について賠償する責任を負うものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

#### 第24条（故障発見時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、協会に連絡するとともに、協会の指示に従うものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の異常若しくは故障が借受人又は運転者の故意若しくは過失による場合には、第28条の定めにより協会に与えた損害(レンタカーの引取り及び修理に要する費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。

#### 第25条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況等を協会に報告し、協会の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、協会が認めた場合を除き、協会又は協会の指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関し協会及び協会が契約している保険会社の調査に協力するとともに、協会が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ協会の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 協会は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### 第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を協会に報告し、協会の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し協会及び協会が契約している保険会社の調査に協力するとともに、協会が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったとき（道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます。）は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を協会に返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、未精算金又は燃料精算金があるときは、第5章の定めにより直ちにこれを協会に支払うとともに、第28条の定めにより協会に与えた損害（レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を含みます。）を賠償する責任を負うものとし、協会は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、第4項又は第5項に定める場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は協会から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、協会は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、協会が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び協会のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、協会は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について協会に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

#### 第28条（賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は協会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、協会の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- 前項の協会の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により協会がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人又は運転者は直ちにこれを協会に支払うものとします。

#### 第29条（保険及び補償）

- 使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、協会がレンタカーについて締結した損害保険契約及び協会の定める補償制度により、次の限度（以下「補償限度額」といいます。）内の保険金又は補償金が支払われます。

##### (1) 対人補償

1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含みます。）

##### (2) 対物補償

1事故につき無制限（免責額5万円）

##### (3) 車両補償

1事故につき車両時価額（免責額5万円）

##### (4) 人身傷害補償

1名につき死亡、後遺障害、傷害5,000万円限度。

ただし、介護を要する後遺障害1級、2級、3級の所定の症状の場合は6,000万円を限度。

・人身傷害補償のうち、お支払額は加入保険会社の約款に定められた基準での実損払いとなります。

・その他に関しては協会加入の損害保険約款の定めによります。

- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者の負担とします。
- 協会が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに協会の支払額を協会に弁済するものとします。
- 第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。

## 第8章 貸渡契約の解除

#### 第30条（貸渡契約の解除）

- 協会は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき、又は第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除しレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を協会に返還するとともに、未精算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを協会に支払います。
- 前項の場合、協会は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

#### 第31条（同意解約）

- 借受人は、使用中であっても、協会の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、協会は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を協会に支払うものとします。

解約手数料＝{(貸渡契約で定めた借受期間に対応する基本料金)－(貸渡しから解約による返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

- 借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未精算金があるときは、第 22 条の定めにより、これらを直ちに協会に支払うものとします。

## 第 9 章 個人情報

### 第 32 条（個人情報の利用目的）

- 借受人及び運転者は、協会が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を取得、利用することに同意します。
- 取得する個人情報
  - 借受人及び運転者の氏名、住所、電話番号等の情報（第 23 条第 2 項に定める調査等により取得する情報を含む）。
  - 車種クラス、用途、借受期間等、貸渡契約の内容に関する情報。
  - 借受人及び運転者が第 7 条第 4 項に基づき提示した運転免許証等に記載された情報。
  - 協会が一般社団法人全国レンタカー協会から提供を受けた情報。
- 利用目的
  - 貸渡契約に基づく権利行使、義務履行及び契約管理（第 17 条第 4 項に基づく警察及び公安委員会への報告、第 17 条第 6 項及び第 23 条第 1 項に基づく一般社団法人全国レンタカー協会への報告、並びに借受人及び運転者の本人確認、審査、借受人及び運転者からの問合せ対応等を含みます）。
  - レンタカー会員に対するサービスの提供、会員管理。
  - 協会が取扱う商品・サービスや各種イベント・キャンペーン等（以下総称して「協会の商品等」といいます。）に関する、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等による案内。
  - 協会の商品等に関する市場調査、商品等の企画・開発。
  - 協会の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調査。
  - 協会が提携する企業等の委託を受けて行う、当該企業等の商品、サービス等に関する宣伝印刷物等の送付。
  - 協会の経営分析のための資料作成等。
  - 法令等の規定に基づく開示。
- 借受人及び運転者は、協会が前々項の個人情報を下記の第三者に提供することに同意します。
- 借受人及び運転者は、協会が協会の事務（コンピュータ事務、代金決済事務、分析業務、顧客管理、顧客からの問合せ対応等の一切の事務）を株式会社リザーブリンク、株式会社ページメントその他第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
- 借受人及び運転者は、協会に対して、第 3 項口からちまでに定める利用及び第 2 項の提供の停止、並びに自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、協会が保有する個人情報が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、協会は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。なお、協会に対する、個人情報の開示・訂正・削除等についてのお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しては、下記窓口までお願いします（お問合せに係る書面及び電話等の内容を記録させていただく場合があります）。

電話:0744-20-1123 (お電話での受付:平日 10 時~17 時)

ホームページアドレス:<http://www.kashihara-kanko.or.jp/>

#### 第33条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人及び運転者は、協会が第 17 条第 6 項又は第 23 条第 1 項に基づき一般社団法人全国レンタカー協会に報告した借受人及び運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を含む個人情報が、一般社団法人全国レンタカー協会に 7 年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者によって利用されることに同意します。

### 第 10 章 雑則

#### 第34条 (相殺)

協会は、約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の協会に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

#### 第35条 (消費税)

借受人又は運転者は、約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を協会に対して支払うものとします。

#### 第36条 (遅延損害金)

借受人又は運転者及び協会は、約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第37条 (邦文約款の優先適用)

邦文約款と英文約款の用語又は文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

#### 第38条 (細則)

1. 協会は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。
2. 協会は、別に細則を定めたときは、協会の営業店舗に掲示するとともに、協会の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第39条 (合意管轄裁判所)

約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、協会の本店若しくは営業部の所在地、借受場所の所在地、又は借受人若しくは運転者の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、平成 27 年 8 月 5 日から施行します。